佐賀県唐津市浜玉町平原
字川原田　甲二八一六番一　一号
甲二八〇六番一　二号
甲二八三三番　三号
字川窪　甲二八四〇番　四号
甲二八四四番一　五号
甲二八四八番　六号
甲二八八五番　七号
甲二八八六番　八号
字古賀ノ内　甲三一四九番二地先道路敷　九号
字側　甲三一九九番一　十号
字川窪　甲二八八四番一　十一号
甲二八三八番一　十二号
甲二八三七番五　十三号
字川原田　甲二八二七番二　十四号
甲二八二〇番二　十五号
字今坂　甲三三九二番三　十六号

**○国土交通省告示第百十三号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一)　桐の木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第二百三十一号で指定した同号十八に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県南アルプス市秋山
字南沢　一一三八番　一号
一一三九番一　二号
一一四八番二　三号
一一三九番五　四号
一一五三番一　五号
一二六一番　六号及び七号
一二六二番　八号
字角屋敷　五二九番　九号
五二七番一　十号
五二五番　十一号

**○海上保安庁告示第二十三号**

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番一八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三五度二五分三六秒東経一三九度五〇分六秒、北緯三五度二六分三六秒東経一三九度五〇分六秒、北緯三五度二六分三六秒東経一三九度五一分三六秒、北緯三五度二五分一二秒東経一三九度五一分三六秒の各点で囲まれる海域

(ロ)　北緯三五度七分、北緯三五度一〇分四二秒、東経一三九度四六分二四秒、東経一三九度四七分の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十四年二月三日から平成二十四年二月五日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第三号（平成二十四年一月二十日発行）

**○近畿地方整備局告示第九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年近畿地方整備局告示第四十七号和歌山都市計画道路事業三・三・九号西脇山口線

三　事業施行期間　自平成十五年三月二十八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○四国地方整備局告示第九号**

肱川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年三月九日建設省告示第二百八十一号で指定した河川予定地のうち次の一の河川に係る二の字の区域について、河川予定地を廃止する。

平成二十四年一月二十四日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　河川　肱川

ロ　左岸　愛媛県喜多郡長浜町大字沖浦字道渕甲二百十番地先から同町同大字字川バタ甲二百九番地先まで

ハ　左岸　愛媛県喜多郡長浜町大字下須戒字家ノ下甲六百三十九番地先から同町同大字字大カゲ乙二百八番の三地先まで

ニ　左岸　愛媛県大洲市八多喜町字川末甲二千五百二十二番の二地先から同市同町字東甲二千五百九十四番地先まで

二　字

ロ　愛媛県喜多郡長浜町大字沖浦字道渕、川バタ

ハ　愛媛県喜多郡長浜町大字下須戒字家ノ下、大カゲ

ニ　愛媛県大洲市八多喜町字川末、東

**○四国地方整備局告示第十号**

物部川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年三月九日建設省告示第二百八十号で指定した河川予定地を廃止する。

平成二十四年一月二十四日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

**○四国地方整備局告示第十一号**

仁淀川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十九年七月十日建設省告示第九百七十八号で指定した河川予定地を廃止する。

平成二十四年一月二十四日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

**○四国地方整備局告示第十二号**

渡川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十三年十月十一日建設省告示第三千五十八号で指定した河川予定地を廃止する。

平成二十四年一月二十四日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

# 国会事項

## 参議院

**合同協議会委員辞任、補欠選任及び通知**

一月二十日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任　藤原　良信　補欠　牧山ひろえ

辞任　水戸　将史　補欠　西村まさみ

**報告書受領**

一月十九日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十三年度第三回臨時会合）における協議の概要に関する報告書を受領した。

また、同月二十日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくハイチ国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくハイチ国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

# 人事異動

## 内閣府

（国際平和協力本部事務局次長）

内閣府事務官　髙橋　憲一

国際平和協力本部事務局長羽田浩二海外出張不在中同事務局長事務代理を命ずる（一月八日）